

南部町ふるさと寄附金返礼品提供事業者募集要領

1 目的

南部町の魅力や地元産品等のPRによる産業振興と南部町ふるさと寄附金への寄附（以下「ふるさと納税」という。）の促進を目的に、ふるさと納税をされた方に対して、お礼の品として進呈する返礼品の提供に協力していただける事業者（以下「提供事業者」という。）を募集します。

2 提供事業者の要件

(1) 次の要件全てを満たしている事業者とします。

- ① 法令等に沿った生産、製造、加工、販売等を行っていること。
- ② 本町内に本社または事業所を有する法人、その他の団体又は個人事業者であること。
- ③ 南部町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 14 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていない事業者
- ④ 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、取りまとめ業者との連絡が電子メールにより確認ができること。

※ただし、上記の要件に適合しても、町が提供事業者として適当でないと認めた場合は、参加できない場合があります。

3 募集する返礼品

(1) 次の要件全てに該当する返礼品を募集します。

- ① 本町の魅力をPRできるものであること。
- ② 返礼品は、本町内において生産、製造、加工されているものまたは提供されるサービスなどであり、平成 31 年 4 月 1 日付け総務省告示第 179 号の第 5 条の総務大臣が定める基準に該当するものであること。
- ③ 品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。（予め期間や数量を示して供給するものは可）
- ④ 飲食物の場合、原則として寄附者に到着して 5 日以上の消費期限・賞味期限が保証されるものであること。
- ⑤ 宿泊券などのサービスの場合は、有効期限が発行日から 1 年以内であること。

(2) 寄附金額の設定

寄附金額は、返礼品の価格（消費税・梱包代等含む）が寄附金額の30%以下、かつ、募集に要した費用の額（返礼品の価格（消費税・梱包代等含む）、送料等）が寄附金額の50%以下となるよう、町で別途設定するものとする。なお、寄附金額は原則として千円単位とする。

※送料は実費を町が負担します。

4 提供事業者のメリット

- (1) ふるさと納税の専門インターネットサイト「さとふる」等のホームページに返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。
- (2) 町のホームページに返礼品の画像、返礼品名、事業者名などが掲載されます。
- (3) 寄附者への返礼品発送時における自社製品等のパンフレットの同封により、自社製品のPRが可能です。ただし、提供事業者によるパンフレットの送付は、返礼品発送時の同封のみに限ります。

5 返礼品の取りまとめ委託先

ふるさと納税の効率的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、寄附者・配送等に係る個人情報の適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があることから、南部町では返礼品の運営委託取りまとめ事業者として、次の事業者を指定しました。

提供事業者として認められた場合には、別途取りまとめ業者と契約が必要になります。

【取りまとめ業者】

株式会社さとふる

東京都中央区日本橋二丁目2番1号 京橋エドグラン13F

6 募集期間

随時募集し、返礼品の入れ替え等を行います。

7 申込み方法

別紙様式1「南部町ふるさと寄附金返礼品提供事業者参加申込書」に必要事項を記入し、郵送または直接、南部町役場へ提出してください。

8 個人情報の保護

提供事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては、南部町個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

※寄附者の個人情報は、ふるさと納税の返礼品の送付以外の目的で使用することができません。ただし、商品発送の際に、パンフレット同封により改めて寄附者から協力事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

9 その他留意事項

- (1) 提供事業者は、あらかじめ申込みした返礼品を変更・辞退する場合は、速やかに取りまとめ事業者へ報告するものとします。
- (2) 提供事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応するものとし、苦情内容については取りまとめ業者へ報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応について、町は一切責任を負いません。
- (3) 町は、登録された事業者が本要領2及び3に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を取り消すことがあります。
- (4) 町は、申込内容に虚偽があった場合若しくは町に損害を及ぼす行為があった場合は、登録を取消します。

10 申込み及び問い合わせ先

〒039-0892 南部町大字苫米地字下宿 23 番地 1

南部町 総務課 管財班

TEL:0178-84-2111

FAX:0178-84-4404

Email : somu@town.aomori-nanbu.lg.jp

附 則

この要領は、平成 28 年 10 月 24 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。